

昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定及び低所得者に係る 軽減の拡大について

資料1
4 運協④
R5.1.11

1 改正内容

(1) 保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険税

	医療給付費分 限度額	後期高齢支援金分 限度額	介護納付金分 限度額	合 計
現行	65万円	20万円	17万円	102万円
見直し案	65万円	22万円	17万円	104万円
見直し額	0万円	2万円	0万円	2万円

(2) 保険税における低所得者に係る軽減判定所得の見直し

7割軽減	変更なし	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割軽減の拡大	(現行)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者数
	(見直し案)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数
2割軽減の拡大	(現行)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数
	(見直し案)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 53.5万円 × 被保険者数

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者
医療制度の被保険者に移行した者を含む

